

大阪狭山市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 2 年 (2020 年) 1 月 2 3 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣

松 井 康 祐

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

- ・老人福祉センター運営事業
- ・緊急通報システム事業
- ・敬老行事事業
- ・ふれあい・交流促進事業
- ・高齢者在宅生活総合支援事業
- ・老人保護措置事業
- ・敬老祝金支給事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・熟年いきいき事業
- ・シルバー人材センター管理運営事業
- ・介護保険福祉事業
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業
- ・施設開設準備経費等支援事業
- ・介護保険運営事業
- ・保険料賦課徴収事業
- ・介護認定審査会事業
- ・居宅介護サービス給付事業
- ・施設介護サービス給付事業
- ・介護予防サービス給付事業
- ・審査支払事業
- ・高額介護サービス事業
- ・高額介護予防サービス事業
- ・高額医療合算介護サービス給付費
- ・高額介護医療合算介護予防サービス費
- ・特定入所者介護サービス給付事業
- ・特例特定入所者介護サービス事業
- ・特定入所者介護予防サービス給付事業
- ・特例特定入所者介護予防サービス給付事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・地域ケア会議事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・ねたきり老人等おむつ給付事業
- ・高齢者等位置検索性端末機貸与事業
- ・家族介護慰労金支給事業
- ・介護予防支援事業
- ・介護相談員等派遣事業
- ・介護給付等費用適正化事業
- ・在宅高齢者「食」の自立支援事業

- ・認知症サポーター養成事業
- ・緊急通報システム事業
- ・審査支払事業
- ・介護給付費準備基金積立金
- ・第1号被保険者保険料還付金
- ・償還金
- ・予備費

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年11月30日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和元年12月10日から令和元年12月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、高齢介護グループ所管の一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

(1) 契約事務においては、介護サービス提供者とその提供の受ける側との信頼関係を保ちながら、今後は介護サービスの質を確保しつつ契約金額が最も有利な条件を示す者と契約が行えるよう契約方法を改めるなどして、適正な事務執行に努められたい。

(2) 補助金等交付の適正化に関する規則第5条に規定する交付期日に特別の事由のある下記の補助金等は、その事由について実施決裁を得るよう改め、適正な事務執行に努められたい。

(対象補助金等)

- ・平成31年度(2019年度)大阪狭山市老人クラブ連合会補助金
- ・平成31年度日常生活自立支援事業補助金
- ・平成31年度日常生活自立支援事業負担金

(3) 大阪狭山市認知症カフェ運営補助金の補助対象者の要件確認において、補助金申請者の個人情報の照会を行う場合は申請者から承諾書を得るよう改め、適正な事務執行に努められたい。